

風水害等対策編の主な修正内容

主な修正内容

国の防災基本計画、県地域防災計画の反映

(複合災害の定義を第1章計画の概要に移記)

<修正箇所>

- 風水害等対策編 第1編 第1章 計画の概要
第2 計画の性格等

<新旧対照表>

- 風水害等対策編 P2

現行	修正案
<p>4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、</p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="text-align: right;">強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするとされている。</p>	<p>4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、<u>国土強靱化基本計画に基づき、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするとされている。</p>

(流域治水の取組推進)

<修正箇所>

- 風水害等対策編 第2編 第1章 風水害予防計画 第1節 浸水災害の予防
第1 基本的な考え方

<新旧対照表>

- 風水害等対策編 P25

現行	修正案
<p style="text-align: right;"><u>また、国及び県が組織する洪水氾濫による複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」、「雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の</u></p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="text-align: right;"><u>多様な関係者で、</u></p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="text-align: right;"><u>密接な</u></p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p>連携体制を構築する。</p>	<p style="text-align: right;"><u>気候変動による影響を踏まえ、国及び県が組織する洪水氾濫による</u></p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="text-align: right;"><u>被害を社会全体で軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」、「雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の</u></p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="text-align: right;"><u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための</u></p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="text-align: right;"><u>密接な</u></p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p>連携体制を構築する。</p>

(盛土による災害防止の対応追記)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第1章 風水害予防計画 第3節 都市構造の防災化
第2 防災的な土地利用の推進

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P33

現行	修正案
1～3 (略) <u>4 新設</u>	1～3 (略) <u>4 盛土による災害の防止</u> <u>国は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、県が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援する。</u> <u>また、県が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を支援する。</u> <u>県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</u> <u>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</u>

(電源確保に再生可能エネルギー等の活用を追記)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第1章 風水害予防計画 第6節 防災活動体制の整備
第3 防災中枢機能等の確保・充実

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P50

現行	修正案
1 趣旨 市災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために	1 趣旨 市災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために、 <u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた</u> 自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時

<p>から点検、訓練等に努める。また、市は緊急輸送のための拠点整備を行う。</p> <p>さらに、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。</p>	<p>から点検、訓練等に努める。また、市は緊急輸送のための拠点整備を行う。</p> <p>さらに、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。</p>
---	---

(タイムライン作成の努力義務について追記)

<修正箇所>

- 風水害等対策編 第2編 第1章 風水害予防計画 第6節 防災活動体制の整備
第4 広域応援協力体制の整備

<新旧対照表>

- 風水害等対策編 P51

現行	修正案
<p>1～3 (略)</p> <p>4 防災関係機関の連携体制の整備</p> <p>(1) 共通</p> <p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、及び緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。</p> <p>(中略)</p> <p>県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む<u>ものとする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 防災関係機関の連携体制の整備</p> <p>(1) 共通</p> <p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、及び緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。</p> <p>(中略)</p> <p>県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む<u>ものとする。</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。</u></p> <p><u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p>

(非常電源の確保と、要配慮者への配慮を追記)

(市の取り組み：防災拠点自動車駐車場(令和4年3月国土交通大臣指定)に指定された道の駅を防災上、重要な拠点として位置付け)

<修正箇所>

- 風水害等対策編 第2編 第1章 風水害予防計画 第9節 避難予防対策

第4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P64

現行	修正案
<p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定及び整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定避難所の整備</p> <p>市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める <u>ものとする</u>。</p> <p>また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・無線LAN等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 指定避難所の管理者等との調整</p> <p>(ア) 市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(イ) 市及び各指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家 _____ 等との定期的な情報交換に努める。</p> <p><u>オ (新規)</u></p> <p>_____</p> <p>(3) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・</p>	<p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定及び整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定避難所の整備</p> <p>市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める _____。</p> <p>また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・無線LAN等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p><u>なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 指定避難所の管理者等との調整</p> <p>(ア) 市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(イ) 市及び各指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p><u>オ 道の駅（さくらの里きすき、掛合の里）の拠点利用</u></p> <p><u>防災拠点自動車駐車場（令和4年3月国土交通大臣指定）に指定されている道の駅（さくらの里きすき、掛合の里）は市の指定避難所としての利用の他、市としても防災上重要な拠点となることから、車中避難、仮設住宅用地などに利用が可能となる炊事施設の整備や車両乗り入れ可能な多目的スペースの確保に努める。</u></p> <p>(3) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・</p>

<p>整備</p> <p>市は、指定避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者 _____ 等の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。</p>	<p>整備</p> <p>市は、指定避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。</p>
---	---

(災害ボランティア活動環境の整備)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第1章 風水害予防計画 第20節 災害ボランティアの活動環境の整備
第6 災害ボランティアの普及・啓発

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P100

現行	修正案
<p>県及び市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>県及び市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。</p> <p><u>市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p>

(消防団等も活用した防災教育の推進)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第1章 風水害予防計画 第21節 防災教育
第5 学校教育における防災教育

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P104

現行	修正案
<p>1～2 (略)</p> <p>3 学校行事としての防災教育 訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。 (中略)</p> <p>また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、市町村が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 学校行事としての防災教育 訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。 (中略)</p> <p>また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、市町村が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。</p> <p><u>なお、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p>

(個別避難計画の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第1章 風水害予防計画 第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

第2 避難行動要支援者等支援体制の構築<新旧対照表>

■風水害等対策編 P111

現行	修正案
<p>1 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 新規</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 個別避難計画の作成、活用等に当たり次のとおり定める。</u></p> <p><u>ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方</u></p> <p><u>市は、計画作成の全体像(市支援による個別避難計画及び本人・地域記入の個別避難計画の作成)や優先して作成する基準等について定める。</u></p> <p><u>イ 避難支援等関係者となる者</u></p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。</u></p> <p><u>その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること。</u></p> <p><u>また、避難支援等関係者となりうる者をより多</u></p>

く確保するのに当たっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供に当たり必要な事項について定める。

エ 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画を更新する期間、仕組み等個別避難計画情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。

オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、市が講ずる措置を定める。

（ア）個別避難計画情報には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する

（イ）個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取扱う者を限定するよう説明する

（ウ）市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する

（エ）災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する

（オ）施錠可能な場所への個別避難計画情報の保管を行うよう説明する

（カ）受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明する

（キ）個別避難計画情報の取扱状況の報告を求める

（ク）平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める

（ケ）個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行

<p>3 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(1) 市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別 <u> </u> 計画等の作成に努める。</p> <p>(2) 市は、<u>安全が確認された後に、避難行動 要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>4 県の避難行動要支援者支援体制</p> <p>県は、市による避難行動要支援者に配慮した <u> </u> 避難計画等の策定を支援するため、必要な情報提供等に努める。また、大規模災害においても避難行動要支援者の避難等を広域的に支援するため、関係機関、団体等との協力体制を整備する。</p>	<p><u>うことができるための通知又は警告の配慮</u></p> <p><u>(ア) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令・伝達 避難支援等関係者が個別避難計画情報を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める</u></p> <p><u>a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする</u></p> <p><u>b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する</u></p> <p><u>c 高齢者や障がい者等にあった必要な情報を選んで伝達することなど</u></p> <p><u>(イ) 多様な手段の活用による情報伝達 聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況などに応じ、多様な伝達手段を活用して情報伝達を行う</u></p> <p><u>キ 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。</u></p> <p>3 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(1) 市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別<u>避難</u>計画等の作成に努める。</p> <p><u>(2) 市は、避難行動要支援者があらかじめ定めておいた指定避難所等への移送手段が使えない場合に備え、福祉タクシー事業者等と協定を締結する等移送手段の確保に努める。</u></p> <p>4 県の避難行動要支援者支援体制</p> <p>県は、市による避難行動要支援者に配慮した <u>個別</u>避難計画等の策定を支援するため、必要な情報提供等に努める。また、大規模災害においても避難行動要支援者の避難等を広域的に支援するため、関係機関、団体等との協力体制を整備する。</p>
---	---

(県の取組の反映、管理職リエゾンの派遣制度)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第1節 応急活動体制
第2 県の応急活動体制の確立

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P117

現行	修正案
<p>1 災害時の県の役割 (1)～(3) (略) (4) 市町村の防災活動の支援 ア (略) イ 被災地への県職員の派遣 必要に応じ、地区災害対策本部等の職員を市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、<u>本庁から</u></p> <hr/> <p><u>職員</u>の派遣を行う。</p> <p>また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務や市町村単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>1 災害時の県の役割 (1)～(3) (略) (4) 市町村の防災活動の支援 ア (略) イ 被災地への県職員の派遣 必要に応じ、地区災害対策本部等の職員を市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、<u>管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）</u></p> <hr/> <p><u>派遣制度に基づく職員</u>などの派遣を行う。</p> <p>また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務や市町村単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。</p> <p>ウ (略)</p>

(市の取り組み：組織機構の変更)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第1節 応急活動体制
第3 市の応急活動体制の確立

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P129

現行		修正案	
2 災害体制の決定、動員及び本部等の運営 (6) (エ) 各部局の所掌事務		2 災害体制の決定、動員及び本部等の運営 (6) (エ) 各部局の所掌事務	
部局	分掌事務	部局	分掌事務
産業部	<p>1 林地崩壊および地すべり被害状況の確認と応急対応</p> <p>2 農地、農業施設、林道および治山施設の被害状況の確認と応急対応</p> <p>3 ダム・ため池 地震時点検 → 該当施設の被害状況の確認と応急対応</p> <p>4 主要幹線農道の被害状況の確認と応急対応</p> <p>5 農作物等の被害状況の確認と応急対策</p> <p>6 主要食料、生鮮食品および農産加工品の確保</p> <p>7 農業災害補償金、被災農家への融資対応</p>	産業部	<p>1 農作物等の被害状況の確認と応急対策</p> <p>2 主要食料、生鮮食品および農産加工品の確保</p> <p>3 農業災害補償金、被災農家への融資対応</p>

	<p>8 農業(畜産を除く)関係施設の被害状況の把握と連絡調整</p> <p>9 林業施設の被害状況の確認</p> <p>10 山林の被害状況の確認・対応</p> <p>11 畜産関係被害、畜産施設被害の確認・対応</p> <p>12 商業関係施設および商工業関係施設の被害状況の把握と連絡調整</p> <p>13 被災商工業者への融資対応</p> <p>14 労働・観光施設の被害状況の把握と応急対応</p> <p>15 観光客の対応</p>		<p><u>4</u> 農業(畜産を除く)関係施設の被害状況の把握と連絡調整</p> <p><u>5</u> 林業施設の被害状況の確認</p> <p><u>6</u> 山林の被害状況の確認・対応</p> <p><u>7</u> 畜産関係被害、畜産施設被害の確認・対応</p> <p><u>8</u> 商業関係施設および商工業関係施設の被害状況の把握と連絡調整</p> <p><u>9</u> 被災商工業者への融資対応</p> <p><u>10</u> 労働・観光施設の被害状況の把握と応急対応</p> <p><u>11</u> 観光客の対応</p>
建設部	<p>1 道路、橋梁および河川の被害状況の集約</p> <p>2 国道、県道および市道の交通規制、迂回路の情報集約および周知</p> <p>3 樋門、排水ポンプ等の災害時対応</p> <p>4 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者との連絡調整</p> <p>5 土木関係災害対策用資材および機械の確保</p> <p>6 道路、橋梁および河川等の被害状況の確認(道路防災総点検要対策箇所・橋梁点検異常箇所を含む)</p> <p>7 道路、橋梁および河川の被害状況の応急復旧対応</p> <p>8 公営住宅の被害状況の確認と応急対応</p> <p>9 被災建物応急危険度判定の実施(一般住宅、事務所、事業所等)</p> <p>10 被災建物応急危険度判定の実施(庁舎・総合センター・指定避難所含む)</p> <p>11 被災宅地危険度判定の実施(庁舎・総合センター・指定避難所含む)</p> <p>12 災害救助法仮設住宅の建設および応急対応</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	建設部	<p>1 道路、橋梁および河川の被害状況の集約</p> <p>2 国道、県道および市道の交通規制、迂回路の情報集約および周知</p> <p>3 樋門、排水ポンプ等の災害時対応</p> <p>4 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者との連絡調整</p> <p>5 土木関係災害対策用資材および機械の確保</p> <p>6 道路、橋梁および河川等の被害状況の確認(道路防災総点検要対策箇所・橋梁点検異常箇所を含む)</p> <p>7 道路、橋梁および河川の被害状況の応急復旧対応</p> <p>8 公営住宅の被害状況の確認と応急対応</p> <p>9 被災建物応急危険度判定の実施(一般住宅、事務所、事業所等)</p> <p>10 被災建物応急危険度判定の実施(庁舎・総合センター・指定避難所含む)</p> <p>11 被災宅地危険度判定の実施(庁舎・総合センター・指定避難所含む)</p> <p>12 災害救助法仮設住宅の建設および応急対応</p> <p>13 林地崩壊および地すべり被害状況の確認と応急対応</p> <p>14 農地、農業施設、林道および治山施設の被害状況の確認と応急対応</p> <p>15 ダム・ため池 地震時点検 → 該当施設の被害状況の確認</p>

	と応急対応 16 主要幹線農道の被害状況の確認と応急対応
--	---------------------------------

(安否不明者の氏名等公表)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達
第1 基本的な考え方

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P133

現行	修正案
<p>風水害時において県、市及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。</p> <p>そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。</p> <p>また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。</p>	<p>風水害時において県、市及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。</p> <p>そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。</p> <p>また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。</p> <p><u>なお、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p>

(県の取組の反映、安否不明者公表の手続きの整理、及び「島根県道路規制情報」システムの活用)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第2節 被害情報の収集・伝達
第4 被害情報等の収集・伝達

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P149, 152

現行	修正案
<p>1～5 (略)</p> <p>6 災害状況の通報及び被害状況報告システム図(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町村における通報及び報告</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 災害状況の通報及び被害状況報告システム図(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町村における通報及び報告</p>

<p>ア (略)</p> <p>イ 被害状況等の取りまとめ及び報告</p> <p>○ 市から県への報告</p> <p>市は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話による。</p> <p>特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。</p> <p>(ア) (イ) (ウ) (エ) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(中略)</p> <p>ウ 報告の種類及び時間等</p> <p>報告の種類及び時間等は原則として次表による。</p> <p>(表一部略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告内容</th> <th>連絡方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通情報</td> <td>道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）の被害状況及び規制状況</td> <td><hr/><hr/><hr/><hr/><hr/></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報告内容	連絡方法等	交通情報	道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）の被害状況及び規制状況	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>ア (略)</p> <p>イ 被害状況等の取りまとめ及び報告</p> <p>○ 市から県への報告</p> <p>市は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話による。</p> <p>特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。</p> <p>(ア) (イ) (ウ) (エ) (略)</p> <p><u>なお、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>ウ 報告の種類及び時間等</p> <p>報告の種類及び時間等は原則として次表による。</p> <p>(表一部略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告内容</th> <th>連絡方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通情報</td> <td>道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）の被害状況及び規制状況</td> <td><u>道路の規制状況については、「島根県道路規制情報」システムを活用する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報告内容	連絡方法等	交通情報	道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）の被害状況及び規制状況	<u>道路の規制状況については、「島根県道路規制情報」システムを活用する。</u>
区分	報告内容	連絡方法等											
交通情報	道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）の被害状況及び規制状況	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>											
区分	報告内容	連絡方法等											
交通情報	道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）の被害状況及び規制状況	<u>道路の規制状況については、「島根県道路規制情報」システムを活用する。</u>											

(市の取組、気象防災アドバイザー等の活用)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第7節 避難活動
第3 避難指示等の実施

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P182

現行	修正案
<p>1～2 (略)</p> <p>3 市の実施する避難措置</p> <p>(1) 避難者に周知すべき事項</p> <p>市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に周知徹底を図る <u>とともに、</u></p> <hr/> <p>_____状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。</p> <p>ア 避難すべき理由（危険の状況）</p> <p>イ 避難の経路及び避難先</p> <p>ウ 避難後における財産保護の措置</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 市の実施する避難措置</p> <p>(1) 避難者に周知すべき事項</p> <p>市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に周知徹底を図る。<u>なお、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切な判断を行う。また、</u>状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。</p> <p>ア 避難すべき理由（危険の状況）</p> <p>イ 避難の経路及び避難先</p> <p>ウ 避難後における財産保護の措置</p>

（県の取組の反映、気象防災アドバイザー等の活用）

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第7節 避難活動
第3 避難指示等の実施

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P183

現行	修正案
<p>1～4 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)市が行う避難指示等に係る助言</p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。 _____</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)市が行う避難指示等に係る助言</p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。<u>さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</u></p>

（県の取組の反映、掛合道の駅を第1次防災拠点に修正）

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第13節 緊急輸送
第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P217

現行		修正案									
1 (略) 2 輸送拠点等の確保 市内の重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。 (表一部略)		1 (略) 2 輸送拠点等の確保 市内の重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。 (表一部略)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路空間を利用した防災拠点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・インターチェンジ等(三刀屋木次、吉田掛合等) [第2次] ・道の駅(たたらば老番地、木次、掛合) [第2次] </td> </tr> </tbody> </table>	拠点の種類	内容	道路空間を利用した防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・インターチェンジ等(三刀屋木次、吉田掛合等) [第2次] ・道の駅(たたらば老番地、木次、掛合) [第2次] 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路空間を利用した防災拠点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・インターチェンジ等(三刀屋木次、吉田掛合等) [第2次] ・広域的な防災拠点となる道の駅(道の駅「掛合の里」) [第1次]、その他の道の駅 [第2次] </td> </tr> </tbody> </table>	拠点の種類	内容	道路空間を利用した防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・インターチェンジ等(三刀屋木次、吉田掛合等) [第2次] ・広域的な防災拠点となる道の駅(道の駅「掛合の里」) [第1次]、その他の道の駅 [第2次] 	※ [第1次] ~ [第3次] 「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成9年3月策定、令和元年度改訂)」により定められている第1次~第3次防災拠点	※ [第1次] ~ [第3次] 「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められている第1次~第3次防災拠点
拠点の種類	内容										
道路空間を利用した防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・インターチェンジ等(三刀屋木次、吉田掛合等) [第2次] ・道の駅(たたらば老番地、木次、掛合) [第2次] 										
拠点の種類	内容										
道路空間を利用した防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・インターチェンジ等(三刀屋木次、吉田掛合等) [第2次] ・広域的な防災拠点となる道の駅(道の駅「掛合の里」) [第1次]、その他の道の駅 [第2次] 										

(市の取組、雲南市災害廃棄物処理計画(令和3年3月策定)に委任すること)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第2.2節 廃棄物等の処理
 第1 基本的な考え方

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P250

現行	修正案
趣旨 風水害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。	趣旨 風水害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。 <u>具体的対策は以下によるほか、雲南市災害廃棄物処理計画(令和3年3月策定)による。</u>

(県の取組の反映、被災住宅の復旧に向けた相談窓口の設置等)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第2.5節 住宅確保及び応急対策 第3 被災住宅の応急修理

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P259

現行	修正案
第3 被災住宅の応急修理 1 方針 <u>災害救助法を適用した場合、風水害により、住宅が破損し、居住することができないものうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応</u>	第3 被災住宅の応急復旧 1 <u>被災者からの相談への対応</u> <u>(1) 相談窓口の設置</u> <u>市は、災害の被害状況から必要と判断した場合</u>

急修理を行う。
住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

2 実施内容

(1)～(3) (略)

は、応急対策業務として被災住宅の応急復旧に関する被災者からの相談に対応するための窓口を設置する。

(2) 相談員の派遣と相談への対応

市は、相談窓口の設置にあたり、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請することができる。

県は、市町村から相談員の派遣要請を受けた場合は、島根県建築住宅施策推進協議会に協力を要請する。

島根県建築住宅施策推進協議会は、要請に基づき、市が設置する相談窓口に関し、被災者からの相談に対応する。

2 応急修理

災害救助法を適用した場合、風水害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

(1)～(3) (略)

(県の取組の反映、技術職員の派遣)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第3章 風水害復旧・復興計画 第1節 災害復旧事業の実施
第2 災害復旧事業計画の作成

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P265

現行	修正案
1 (略)	1 (略)
2 支援体制 復旧・復興に当たり、必要に応じて国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。	2 支援体制 復旧・復興に当たり、必要に応じて国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。 <u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u>

(県の取組の反映、災害弔慰金支給事業の創設)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第2編 第3章 風水害復旧・復興計画 第2節 生活再建等支援対策の実施
第9 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P272

現行	修正案
<p>県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について次に示す措置を講じるべく、市町村を指導・助成する。</p> <p>市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について市が実施主体となり、条例に基づき実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害弔慰金の支給 2 災害障害見舞金の支給 3 災害援護資金の貸付 	<p>県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について次に示す措置を講じるべく、市町村を指導・助成する。</p> <p>市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について市が実施主体となり、条例に基づき実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害弔慰金の支給 2 災害障害見舞金の支給 3 災害援護資金の貸付 <p><u>県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給対象とならない災害により死亡した県民の遺族に対して、市町村が独自に災害弔慰金の支給を行った場合、当該市町村に補助金を交付する。</u></p> <p><u>県が市町村に対して交付する補助金の具体的な手順や内容については、「島根県災害弔慰金支給事業補助金交付要綱」に基づく。</u></p>

(雪害への対応)

<修正箇所>

■風水害等対策編 第3編 事故災害等対策計画 第8章 雪害対策計画 第1節 災害予防
第3 災害応急・復旧体制の整備

<新旧対照表>

■風水害等対策編 P351

現行	修正案
<p>1～3 (略)</p> <p>4 救急・救助及び医療救護活動体制の整備</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 救急・救助及び医療救護活動体制の整備</p> <p><u>道路管理者は関係機関と連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。</u></p>
<p>(1)(2) (略)</p>	<p>(1)(2) (略)</p>

(雪害への対応)

<修正箇所>

- 風水害等対策編 第3編 事故災害等対策計画 第8章 雪害対策計画
- 第1節 災害予防
- 第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

<新旧対照表>

- 風水害等対策編 P353

現行	修正案
<p>1 防災知識の普及・啓発</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自主的な除雪活動等の普及</p> <p>自治会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故(雪降ろし中の転落事故等)や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>1 防災知識の普及・啓発</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自主的な除雪活動等の普及</p> <p>自治会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故(雪降ろし中の転落事故等)や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。</p> <p><u>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。</u></p> <p><u>また、県は、事故防止対策について様々な情報を収集し、市町村等に提供する。</u></p> <p>2 (略)</p>